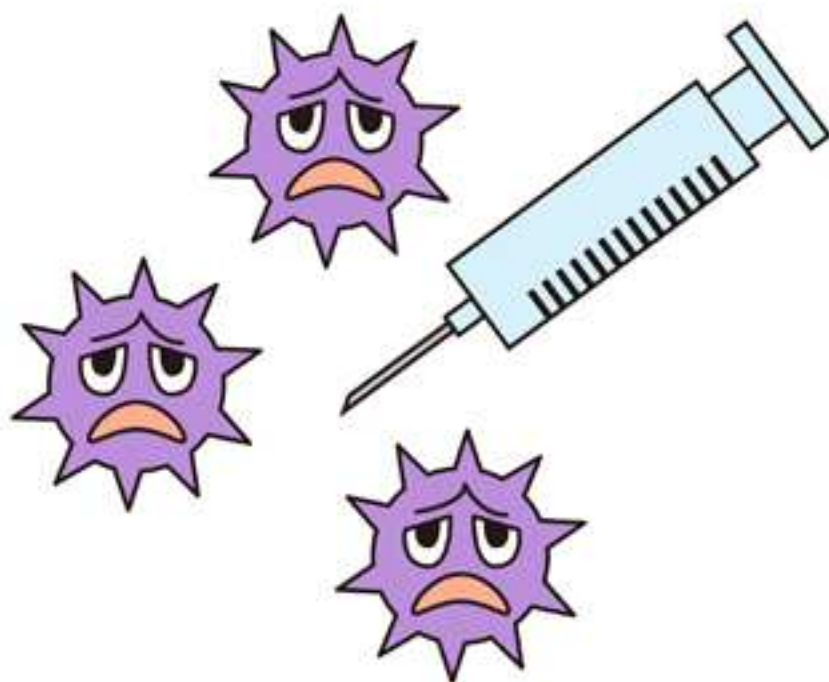


八頭町

新型インフルエンザ等対策行動計画



平成27年4月

八頭町

目次

	頁
I はじめに	1
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2 町行動計画の作成	2
II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	4
II - 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
II - 2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	5
II - 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
II - 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	7
II - 5 対策推進のための役割分担	8
II - 6 町行動計画の主要項目（主要6項目）	12
1 実施体制	12
2 情報提供・共有	16
3 予防・まん延防止	16
4 予防接種	17
5 町民生活及び地域経済の安定の確保	19
6 医療	20
7 その他	20
II - 7 各発生段階の分類と対応	21
1 発生段階	21
2 発生段階の区分	21
3 発生段階ごとの主な対策の概要	23
III 各段階における対策	24
1 未発生期	24
2 海外発生期	27
3 県内未発生期（国内発生早期・国内感染期）	29
4 県内・町内発生早期（国内発生早期・国内感染期）	32
5 県内・町内感染期（国内感染期）	35
6 小康期	38
用語解説	40
特定接種の対象となり得る業種・職務について	45

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ[※]は、毎年流行を繰り返してきた従来のインフルエンザウイルス[※]とは異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で、発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、ひとたび新型インフルエンザが発生すると、たやすく感染してしまい、世界的な大流行（パンデミック[※]）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。また、既知の感染症[※]とは病状や治療結果が明らかに異なり、その感染力の強さなどから国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病（すなわち、新感染症[※]）が発生する可能性がある。これらが発生した場合は、国家の危機管理として対応することとなる。

平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）は、新型インフルエンザや新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、国、地方公共団体等各々の責務、新型インフルエンザ等の発生地における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたもので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）と相まって対策の強化を図るものである。

国は特措法制定以前から、病原性[※]の高い新型インフルエンザの発生に備え、平成17年に新型インフルエンザ対策推進本部を設置し、その対策のための行動計画を作成した。

その後、国は新型インフルエンザに関する科学的知見の蓄積等を踏まえた旧政府行動計画の見直しを行ったが、その直後となる平成21年4月、インフルエンザ(H1N1)2009[※]がメキシコで確認され、ごく短期間でパンデミックに至った。

インフルエンザ(H1N1)2009は季節性インフルエンザと類似した病原性の低いウイルスであったため、病原性が高いことを想定した国や地方の対策が適合しない点が多くみられたため、特措法に基づき、これまでの経験を踏まえた国・県の行動計画が作成された。

※P.40 から用語解説

新型インフルエンザ等対策特別措置法について

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画等の作成

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
 - ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
- (2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする
- (3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
- (4) 発生時における特定接種(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
※医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
- (5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限り)が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時的医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資



2 町行動計画の作成

特措法の成立により、行動計画が法律に基づく計画に位置づけられるとともに、対策の実効性を高めるため新型インフルエンザ等対策緊急事態措置等の新たな措置が設けられたことから、町は、鳥取県(以下「県」という。)が作成した「鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を踏まえて、特措法第8条に基づき、「八頭町新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「町行動計画」という。)を作成し、町における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、町として実施すべき具体的対策を確立することとした。

町行動計画は、対策の実施の経験や、国及び県行動計画の改定等を受けて適時見直しを行う。

1) 対象疾病

本行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。ただし、これには感染症法第6条第7項第2号に規定する再興型インフルエンザを含むものとする。)
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

2) 新型インフルエンザ等感染症・新感染症の定義

名称		定義
新型インフルエンザ等	新型インフルエンザ	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
	再興型インフルエンザ	かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
	新感染症	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその症状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

3) 緊急事態宣言

(新型インフルエンザ等対策政府行動計画より抜粋)

<p>新型インフルエンザ等緊急事態宣言</p> <p>① 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行い、国会に報告する。</p> <p>緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。</p> <p>病原性が低い場合には宣言が行われず、個別の緊急事態措置は講じられないものである。</p> <p>② 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。</p>
--

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

Ⅱ-1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

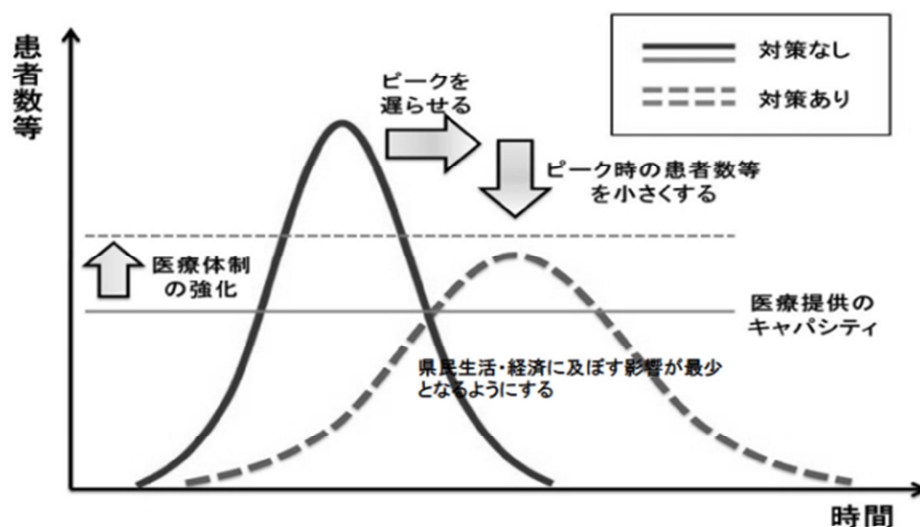
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、またその発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、人や物が地球規模でダイナミックに動いている時代でもあるため、町内への侵入も避けられないものと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが患うものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を本町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - ・感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療体制の構築やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 2 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ・業務継続計画^{*}の作成・実施等により、町民生活及び地域経済の安定に寄与するための業務の維持に努める。

町行動計画に基づく対策のイメージ（県行動計画から引用）

<対策の効果 概念図>



II-2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねず、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととする。

なお、町行動計画は病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものであり、実際に発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

発生段階毎の主な柱は次のとおりである。

【未発生期】

○発生前の段階では、必要資器材の備蓄、町民に対する啓発や町・事業者による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

【海外発生期】

○世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、国や鳥取県の状況を確認しながら、対策実施のための体制に切り替える。

【国内・県内・町内発生早期】

○国内・県内・町内の発生当初の段階では、患者の入院措置や、抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛や、その者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。

○なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

【県内・町内感染期】

○県内・町内で感染が拡大した段階では、国、県、市町村及び事業者等は相互に連携して、医療の確保や町民の生活及び経済活動の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

なお、町民の生命及び、健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対策以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期

待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を阻止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町、指定（地方）公共機関*による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

II-3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び町行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等に対策的的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売り渡しの要請等の実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

2 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、県対策本部等と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町対策本部長は、新型インフルエンザ等対策に関して、必要に応じ県対策本部長へ総合調整を行うよう要請する。

4 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

II-4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染※、接触感染※が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）※等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

本行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

政府行動計画では、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、発病率については、全人口の25%が新型インフルエンザにり患するとし、致命率については、アジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は、0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定している。

国、県が推計した流行規模を基に、本町におけるり患者数、受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次表のようになる。

【八頭町の新型インフルエンザ流行規模（推計）】

	八頭町	鳥取県	参考（全国）
罹患者数	約4,500人	約152,500人	約3,200万人
医療機関受診患者数	約1,800人～3,500人	約62,000人～119,200人	約1,300万人～2,500万人
入院患者数 （1日最大入院患者数）	約95人～約360人 （14人以上）	約3,230人～12,200人 （480人以上）	約53万人～200万人 （10.1万人以上）
死亡者数	約24人～約90人	約810人～3,050人	約17万人～64万人

（平成25年10月1日人口18,250人 住民基本台帳より）

【試算方法】

- ・ 国、県の被害想定及び試算方法は県行動計画からの引用であり、町の被害想定は県と町の人口比から算出した。
- ・ 全人口の25%が新型インフルエンザにり患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数を推計した。
- ・ 入院患者数及び死亡者数については、外来受診者数の上限値を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、中等度は、アジアインフルエンザ等を参考に致命率※0.53%、重度は、スペインインフルエンザを参考に致命率2.0%として推計した。
- ・ 全人口の25%がり患し、流行が約8週間続くという仮定の下で、入院患者の発生分布を試算した。
- ・ これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチン※や抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）や現在の我が国の医療体制、衛生状況等は一切考慮していない。

- ・ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とはいえないことから、政府行動計画の見直し等に応じて改めて試算する。

2 想定される社会的影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、県の想定例を参考として、次のような影響を一つの例として想定する。

町民の 25%が約 8 週間の流行期間にピークを作りながら順次り患する。患者は、1 週間から 10 日間程度り患し、欠勤、り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する場合は、多く見積もって 5 %程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる。）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

これに伴って、事業の一部休止、物資の不足、物流の停滞等が生じ、経済活動の大幅な縮小が予想される。更に、学校、保育施設の臨時休業等によって社会活動が縮小するなど、各分野に様々な影響を及ぼすことが予想される。

II-5 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ*等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

2 県、町の役割

県及び町は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

[県の役割]

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

[町の役割]

町は、町民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者*への支援に關し、国及び県の基本的

対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県、近隣市町村、指定（地方）公共機関と緊密な連携を図る。

- ・ 町新型インフルエンザ等対策本部の設置
- ・ 町民に対する広報・啓発、相談窓口の設置
- ・ 町民に対する予防接種の体制整備・実施
- ・ 学校等との連絡調整
- ・ 高齢者、障がい者世帯等要援護者に対する支援
- ・ 円滑な埋火葬のための体制整備
- ・ 患者発生時における調査、保健指導及びまん延防止対策の実施

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

感染症指定医療機関や、県知事指定を受けた「帰国者・接触者外来協力医療機関」及び「入院協力医療機関」においては、新型インフルエンザ等発生時に患者を積極的に受け入れ、医療を提供することとする。

- ・ 診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備
- ・ 帰国者・接触者外来等の設置・運営
- ・ 症状を有する者に対する診断・治療
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の適正使用

（帰国者・接触者外来協力医療機関及び入院協力医療機関）（県行動計画から引用）

病院名	外来	入院
県立中央病院（感染症指定医療機関）	○	○
鳥取医療センター		○
鳥取市立病院	○	○
鳥取赤十字病院	○	○
鳥取生協病院	○	○
岩美病院	○	○
智頭病院	○	
県立厚生病院（感染症指定医療機関）	○	○
北岡病院		○
野島病院		○
済生会境港総合病院（感染症指定医療機関）	○	○
米子医療センター	○	○
山陰労災病院	○	○
鳥取大学医学部附属病院（感染症指定医療機関）	○	○
博愛病院	○	○
西伯病院	○	○
日野病院	○	○
日南病院	○	○

※平成27年4月現在

4 警察の役割

- ・ 社会の安全と治安の確保
- ・ 防疫措置実施地域における警戒活動及び周辺地域における交通規制
- ・ 医療機関等における警戒活動及び周辺における交通規制
- ・ 多数死体取扱いに当たっての措置

5 消防の役割

- ・ 救急患者及び新型インフルエンザ等患者の搬送
- ・ 搬送に係る医療機関等との連携

6 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき（特措法第3条第5項）、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

- ・ 未発生期における業務計画及び事業継続計画の策定
- ・ 発生時における新型インフルエンザ等対策の推進と事業の継続

（県行動計画から引用）

事業者	団体名	役割
ガス事業者	鳥取ガス株式会社 米子瓦斯株式会社 一般社団法人鳥取県LPガス協会	・ ガスの安定的かつ適切な供給（ガス供給支障の予防に必要な措置等）
鉄道	智頭急行株式会社 若桜鉄道株式会社	・ 旅客の適切な実施（感染対策の実施等）
運送事業者（旅客）	日ノ丸自動車株式会社 日本交通株式会社 一般社団法人鳥取県バス協会	・ 旅客の適切な実施（感染対策の実施等）
運送事業者（貨物）	日ノ丸西濃運輸株式会社 一般社団法人鳥取県トラック協会	・ 貨物運送の適切な実施（感染対策の実施等） ・ 県知事からの食料等の運送要請・指示への対応
医薬品等卸売事業者	株式会社エバルス ティーエスアルフレッサ株式会社 株式会社サンキ 株式会社セイエル	・ 医薬品等の販売確保 ・ 県知事からの医薬品等の配送の要請・指示への対応
医療機関	鳥取生協病院 鳥取県済生会境港総合病院 鳥取大学医学部附属病院 博愛病院 北岡病院 野島病院	・ 医療の確保 ・ 「帰国者・接触者外来協力医療機関」又は「入院協力医療機関」としての医療の提供
鳥取県医師会		・ 新型インフルエンザ等患者への医療提供
鳥取県薬剤師会		・ 適切な抗インフルエンザ薬の処方せん応需対応

※平成27年4月現在

7 登録事業者（別添）の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

8 一般事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が望まれる。

9 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット*・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

また、新型インフルエンザ等の流行を乗り切るためには、町民が自ら健康を守る意識を持ち、正しい知識に基づいて適切に行動することが不可欠であり、十分な栄養と睡眠をとって健康に留意する、基礎疾患を持っている場合はその治療に努めるなど、日頃から新型インフルエンザ等に負けない身体づくりについて意識を図ることが必要となる。

そして、新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

II-6 町行動計画の主要項目（主要6項目）

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための具体的な対策について、「1 実施体制」、「2 情報提供・共有」、「3 予防・まん延防止」、「4 予防接種」、「5 町民生活及び地域経済の安定の確保」、「6 医療」の6項目に分けている。

項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、基本的な考え方や内容については以下のとおりである。

1 実施体制

発生した新型インフルエンザ等の病原性が高く感染力が強い場合、多くの町民の生命や健康に甚大な被害を及ぼすおそれがあるほか、社会・経済活動の縮小や停滞を招くことが危惧されているため、本町の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため町においては、公衆衛生部門と危機管理部門が中心となり、更には、教育部門や産業部門等を含め、全庁一丸となって取り組まなければならない。

また、新型インフルエンザ等対策は、単に行政機関にとどまらず、医療機関や医療関係事業者、社会機能の維持に関わる事業者、学校・社会福祉施設等の関係者など、地域社会全体で取り組む必要があるため、未発生期から関係機関相互の連携体制を構築し、維持していくことが重要である。

発生段階	対策等	
未発生期	<p>① 新型インフルエンザ等対策本部を新型インフルエンザ等の発生時には速やかに立ち上げられるよう、そして未発生期からの対策を推進するために、関係課の課長職で構成する「八頭町新型インフルエンザ等警戒班」（以下「警戒班」という。）の体制を確認しておく。</p> <p>② 未発生期から情報の収集と提供、予防接種、感染拡大防止、社会的機能の維持に関する担当者を決め、発生に備えた準備を行う。</p>	
海外発生期	<p>① 海外で新型インフルエンザ等の発生が確認された際、政府対策本部や県の対策本部の立ち上げが行われる。</p> <p>② 必要に応じて、警戒班を設置。班長は保健課長とし、事務局は保健課、総務課防災室とする。</p>	
国内発生 早期	<p>・国内で新型インフルエンザ等が発生した場合は、体制を「八頭町新型インフルエンザ等対策連絡会議」（以下「町対策連絡会議」という。）に切り替え、流行に備え、感染拡大をできる限り少なくするための対策や情報の共有化を図る。また、相談窓口、広報、チラシ等で町民への注意、喚起を行う。</p>	
国内感染期	緊急事態宣言がされている場合	<p>・国による新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象の市町村となった際には、特措法第34条及び八頭町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、町における新型インフルエンザ等対策の決定機関として、町長を本部長、副町長及び教育長を副本部長とする八頭町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置する。</p>
小康期	<p>町は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに対策本部を解散する。</p>	

【八頭町新型インフルエンザ等対策本部】

ア 町対策本部は、次の事項を掌握する。

- ・ 国・県の基本的対処方針に基づく対応策に関する事
- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報収集に関する事
- ・ 職員の要請確保と重要業務への職員配置
- ・ 職員の健康管理に関する事
- ・ 医療体制（予防接種、医師会への連絡調整等）
- ・ 相談体制（発熱相談窓口等開設）
- ・ 町民への感染防止対策
- ・ 要援護者への対応
- ・ ゴミ処理体制確保、し尿処理体制確保
- ・ ライフラインの確保、生活必需品の確保、事業所への情報提供
- ・ 火葬場の体制確保、公共交通機関への対応
- ・ 渡り鳥や野鳥不審死の情報収集、異常家きん[※]の早期発見
- ・ 児童及び生徒の健康管理、感染拡大防止、休校などの対応
- ・ 文化・スポーツ施設への指導、施設閉鎖等の対応
- ・ その他対策本部の設置目的を達成するために必要な事

イ 対策本部に、次に掲げる職員を置く。

- ・ 本部長 町長
- ・ 副本部長 副町長、教育長
- ・ 事務局長 総務課長
- ・ 事務局次長 保健課長、総務課防災室長
- ・ 本部員 各課長

ウ 本部長は、町域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。

エ 副本部長は、本部長を補佐し、町対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。対策本部の本部員は本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

オ 対策本部は、必要に応じて本部長が招集する。

カ 新型インフルエンザ等対策本部の職員以外には、関係機関の長等の出席を求めることができる。

キ 町対策本部の事務局は、保健課と総務課防災室に置く。

【八頭町新型インフルエンザ等危機管理実施体制】

<海外発生>

警戒班

班 長 保健課長
事務局 保健課
総務課防災室

<国内発生、早期の段階>

町対策連絡会議

議 長 総務課長
副議長 保健課長、防災室長
構成員 福祉環境課長、税務課長、
上下水道課長、人権推進課長、
地籍調査課長、福祉事務所長、
企画課長、建設課長、
学校教育課長、社会教育課長、
農業委員会局長、産業観光課長、
議会事務局長、中央人権啓発センター所長、
男女共同参画センター所長、
出納室長、地域包括支援センター所長、
中央公民館長、学校給食共同調理場所長

<「緊急事態宣言」>

町対策本部

本部長 町長
副本部長 副町長
教育長
構成員 福祉環境課長、税務課長、
上下水道課長、人権推進課長、
地籍調査課長、福祉事務所長、
企画課長、建設課長、
学校教育課長、社会教育課長、
農業委員会局長、産業観光課長、
議会事務局長、中央人権啓発センター所長、
男女共同参画センター所長、
出納室長、地域包括支援センター所長、
中央公民館長、学校給食共同調理場所長

事務局
事務局長 総務課長
事務局次長 保健課長
防災室長
局員 保健課
総務課防災室

【町部局の主な対応】

部局名	主な役割
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画（BCP）に基づく町の行政機能の維持に関すること ・所属職員の感染・まん延防止に関すること ・県内関係機関からの情報収集に関すること ・所管法人・団体等の被害情報等の収集 ・所管社会機能維持関連企業の支援に関すること ・所管する会議、イベント等の調整に関すること ・所管する公の施設の臨時休館等の調整に関すること
総務課 防災室	<ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部、町対策連絡会議及び警戒班に関すること ・県対策本部との連絡調整、緊急要望等に関すること ・東部消防局との連絡調整に関すること ・職員の要請確保と重要業務への職員配置に関すること ・職員の健康管理に関すること ・備蓄器資材等購入の財政措置に関すること
保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部、町対策連絡会議及び警戒班に関すること ・県対策本部との連絡調整、緊急要望等に関すること ・新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析に関すること ・新型インフルエンザ等に係るまん延防止に関すること ・被害情報等の収集の総括 ・社会福祉施設への情報提供に関すること ・障がい者、高齢者への情報提供に関すること ・在宅要援護者の支援に関すること ・こころのケアに関すること ・予防接種に関すること ・相談窓口に関すること ・医師会、薬剤師会、町内医療機関との協議と協力要請に関すること ・県と協力した新型インフルエンザワクチン接種体制整備に関すること
福祉環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所における感染防止策に関する啓発及び情報提供に関すること ・保育所の臨時休所に関すること ・廃棄物の処理に関すること ・埋火葬、遺体の安置所等に関すること ・外国人への支援に関すること ・幼児の安全確保に関すること
上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道、下水道等のライフライン体制の確保に関すること
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通の維持・制限に関すること
産業観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・家きん等飼育者に対する対応に関すること ・渡り鳥や野鳥不審死に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における感染防止策に関する啓発及び情報提供に関すること ・小中学校の臨時休校に関すること ・児童及び生徒の安全確保に関すること
企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需物資の需給価格安定に関すること ・広報に関すること

※記載のない所属についても、随時協力体制をとること。

2 情報提供・共有

新型インフルエンザの感染拡大防止には、町民一人ひとりが、新型インフルエンザに関する正しい知識や情報に基づいて適切に行動することが重要である。このため、県や町では人権等に配慮しつつ正確な情報を迅速に提供する必要がある。

情報提供・共有における町の主な役割として、新型インフルエンザ等発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国、県等が発信する情報を入手することに努め、必要に応じて地域情報等を追加して町民に提供すること、発生時に新型インフルエンザ等に関する相談窓口の設置などが挙げられる。特に児童・生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健課と教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

なお、情報の提供に当たっては、情報を受け取る媒体や受け取り方が様々であることから、外国人や障がいのある方など情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、分かりやすい内容で、できる限り迅速に情報提供するよう努める。

3 予防・まん延防止

1) 予防・まん延防止の目的

予防・まん延防止対策は、新型インフルエンザ等の流行状況等に応じた適切な対応を講じ、流行のピークを可能な限り遅らせることによって医療体制等を整備するための時間を確保するとともに、ピーク時の患者数を可能な限り減少させることによって治療を要する患者数を医療提供能力の範囲内に抑制することを目的として実施する。

2) 主なまん延防止対策

県では、新型インフルエンザ等の拡大を防止するため、新型インフルエンザ等がまん延するまでの期間は、感染症法に基づく、患者に対する入院措置、患者の同居者などの濃厚接触者*に対する健康観察等を行う。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、これらの措置に加えて、必要に応じ、不要不急の外出自粛や施設の使用制限の要請等を行う。

学校、保育所、事業所等においても、個人における対策のほか、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策を徹底して行うことが求められる。

なお、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を慎重に行っていく。

町では、県等が行う呼びかけの町民への周知を行う。また、町民へのマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策について理解促進を図る。

◇医療機関受診に関する留意事項

未発生期から発生早期（国内・県内）においては、まん延を防止するため、帰国者等で自らの感染を疑う者は、帰国者・接触者相談センター*に連絡し、指示を仰ぐとともに、不要な外出を避け、マスクの着用、咳エチケット等基本的な感染対策を行う必要がある。

県内感染期においては、医療体制がまん延防止対策から重症者への対策へ移行することから、医療機関への受診は指示に従ってすることとなるが、その際も基本的な感染対策を行うことが重要である。

4 予防接種

1) 基本的な考え方

予防接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、医療機関への受診者を減少させ医療体制への負荷を軽減することにより、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンには、発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造される「プレパンデミックワクチン^{*}」と、新型インフルエンザの発生後に、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造される「パンデミックワクチン^{*}」の2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

また、これらのワクチンは、国の責任において研究・開発が行われ、県において国や市町村、医師会、医薬品卸売販売業者等と緊密に連携し、流通体制を整備することが求められる。

2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長が必要と認めるときに、住民接種に先立って、臨時に行われる予防接種をいう。

a 対象者

特定接種の対象者は、

① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって一定の基準に基づき厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

とされ、対象者に関する基本的な考え方等が政府行動計画において示されている。

なお、特定接種の対象となる登録事業者や公務員は、別添「特定接種の対象となりうる業種・職務について」のとおりとなる。

特定接種は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定（地方）公共機関を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることが基本とされる。

前記のように基本的な考え方が整理されているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対策が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性や発生時の社会状況等をもとに、政府対策本部において、接種総枠、対象者、接種順位等を決定することとされる。

b 接種体制

上記特定接種の対象者のうち①及び②については、国を実施主体として、③の地方公務員については、その所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により実施するため、接種を円滑に実施できるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

3) 町民に対する予防接種

町民に対する予防接種（以下「住民接種」という。）は、緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく予防接種を行う。

a対象者

住民接種について、特定接種対象者以外の対象者については、以下の4群に分類することが基本とされる。

《特定接種対象者以外の接種対象者の分類》

医学的ハイリスク者	呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者 ・ 基礎疾患を有する者 ・ 妊婦
小児	小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む）
成人・若年者	
高齢者	ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる者（65歳以上の者）

住民接種の接種順位等については、政府行動計画によると、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を合わせた考え方もあるとされる。

このため、具体的な接種順位等は、こうした考え方等を踏まえて、新型インフルエンザ発生時に、病原性等に応じて国において決定される。

b 接種体制

住民接種の接種体制は、町が実施主体であり、県と連携して、原則として集団的接種により実施する。

予防接種の種類（一覧）

予防接種の種類	特定接種	住民接種	
		有	無
緊急事態宣言	－	有	無
特措法	特措法第 28 条	特措法第 46 条	－
予防接種法	予防接種法第 6 条第 1 項（臨時接種）による予防接種とみなして実施	予防接種法第 6 条第 1 項（臨時接種）による予防接種として実施	予防接種法第 6 条第 3 項（新臨時接種）として実施
考え方	医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるとき	新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるとき	まん延予防上緊急の必要があるとき（臨時接種の対象疾病より病原性が低いものを想定）
実施主体	国、都道府県、市町村	市町村	市町村
努力義務／勸奨	有／有	有／有	無／有
接種費用の負担	実施主体が全額負担	実費徴収不可 負担割合 国 1/2 県 1/4 町 1/4 国費の嵩上げ措置あり	低所得者以外からの実費徴収可 低所得者の場合の負担割合 国 1/2 県 1/4 町 1/4

5 町民生活及び地域経済の安定の確保

町民生活及び地域経済の安定の確保は、新型インフルエンザ等流行時における高齢者世帯や障がい者世帯等の要援護者に対する生活支援、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材の備蓄、水の安定供給、生活関連物資の適正な流通の確保、埋火葬の円滑な実施等によって社会・経済機能を維持し、町民生活及び地域経済に対する新型インフルエンザ等の影響を最小にとどめることを目的として実施する。

1) 要援護者への生活支援

町は、町民に最も近い行政主体であり、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し要援護者の把握とともに、地域の実情に応じた具体的対応策を作成するとともに、早期に計画に基づく取り組みを進めることが求められる。

2) 物資及び資材の備蓄等

町は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材の備蓄、または施設及び設備の整備をする。

3) 水の安定供給

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等の発生により緊急事態宣言がされている場合には、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

4) 生活関連物資の適正な流通の確保

町は、町民生活の維持に必要な生活関連物資の価格高騰、買い占め、売り惜しみ等が生じることのないよう、県と連携して必要な調査や監視を行う。

5) 埋火葬の円滑な実施

病原性の高い新型インフルエンザ等によって死亡した者については、感染防止の観点から24 時間以内の埋火葬が認められているほか、原則として火葬することとされているため、速やかな火葬が実施できる体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

町は、埋火葬の許可権限や埋火葬の適切な実施を確保するための権限を有していることから、域内における火葬の適切な実施とともに個別の埋火葬に係る対応、遺体の保存対策等を講じる主体的な役割を担うこととなる。また、火葬場設置者には、県が行う調整により、効率的な火葬の実施が求められる。

6 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

7 その他

町は、新型インフルエンザ等の国内侵入の防止（水際対策、健康監視）、積極的疫学調査、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、帰国者・接触者外来*をはじめとする医療体制の整備・運営、自宅療養者への対応、患者搬送等に関する対策について、国や県からの要請に対して協力する。

II - 7 各発生段階の分類と対応

1 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、一連の流れをもって発生及び流行の状況に応じた対策を講じる必要があるため、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行う必要がある。

町行動計画では、政府及び県行動計画で定められた発生段階の分類に準拠することとし、新型インフルエンザ等未発生期⇒海外発生期⇒県内未発生期（国内発生早期・国内感染期）⇒県内発生早期（国内発生早期、国内感染期）⇒県内感染期（国内感染期）⇒小康期に至るまでの6つの段階ごとに分類し、各段階で想定される状況とその対応を定めるものとする。

なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、日本国内からの発生など必ずしも段階通りに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言が行われた場合には、対策の内容も変化することに留意する必要がある。

したがって、各段階の移行については、政府行動計画に示すとおり、地域独自の状況を考慮して国と協議し県が判断することとなっており、町は、町行動計画等で定めた対策を段階に応じて実施することとする。

2 発生段階の区分

《発生段階の分類基準》

新型インフルエンザ等への対策は、発生状態によって対応が異なることから、発生の状態について、政府行動計画の発生段階を基に未発生期から小康期までの6段階に分け、状態に応じた対策を実施する。

なお、これらの段階は必ずしも時系列に対応するものではなく、一気に「4 県内・町内発生早期」や「5 県内・町内感染期」に移行することもあり得る。

発生段階	状 態	
	国	県・町
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期 (県内未発生期・県内発生早期)	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接種歴を疫学調査で追える状態	(県内未発生期) 県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態)
		(県内・町内発生早期) 県内・町内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期 (県内未発生期・県内発生早期・県内感染期)	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(県内・町内感染期) 県内・町内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

国、県、八頭町の発生段階及びWHOのフェーズの比較

国の発生段階		県の発生段階	八頭町の発生段階	WHOのフェーズ
未発生期		未発生期	未発生期	フェーズ1・2・3 又は相当する公表等
海外発生期		海外発生期	海外発生期	フェーズ4・5・6 又は相当する公表等
国内発生 早期	地域未発生期	県内未発生期	県内未発生期	
	地域発生早期	県内発生早期	町内発生早期	
国内感染期	地域感染期	県内感染期	町内感染期	
小康期		小康期	小康期	ポストパンデミック期 又は相当する公表等

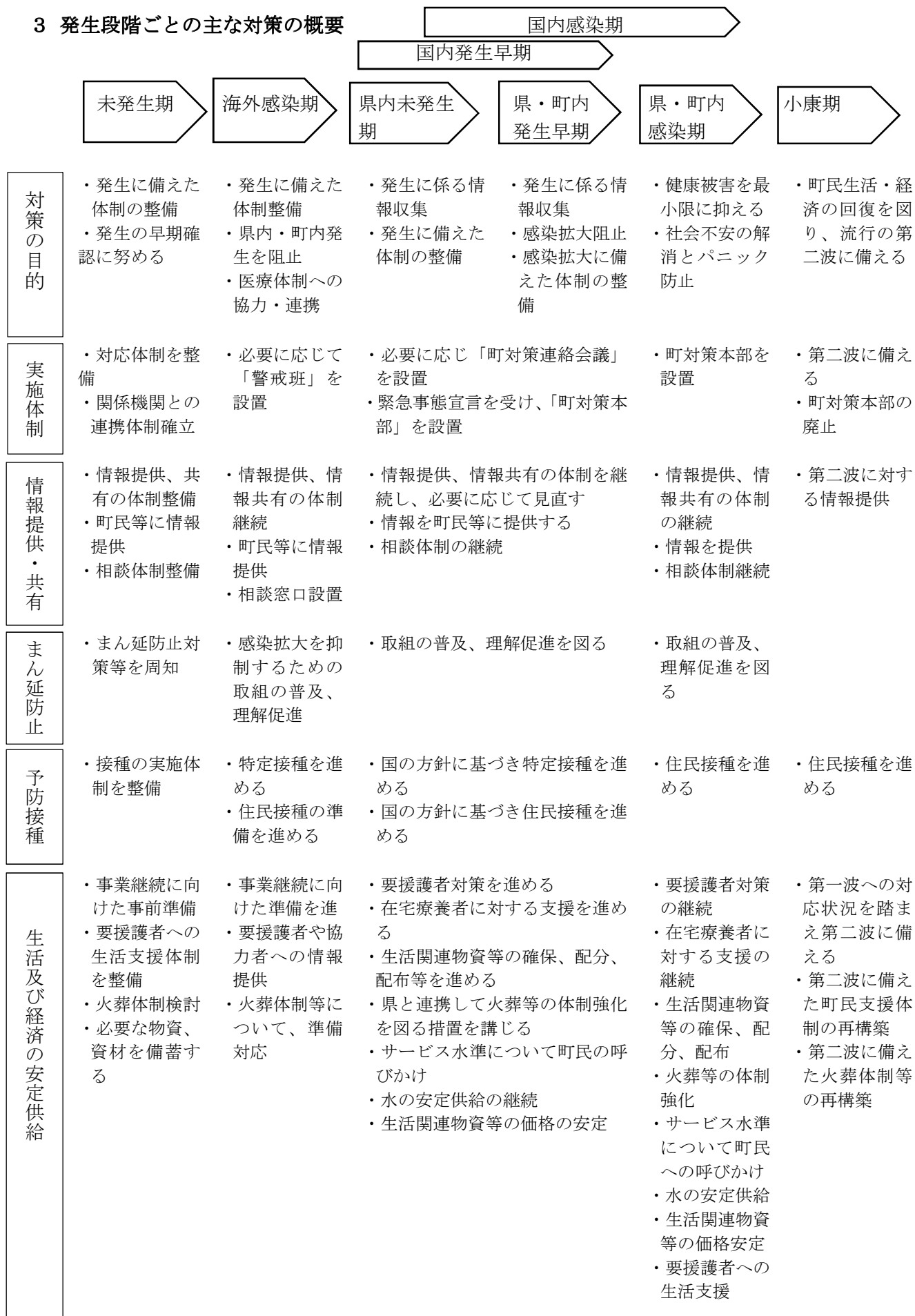
WHOフェーズについて

フェーズ(段階)	備考
フェーズ1	ヒト感染のリスクは低い
フェーズ2	ヒト感染のリスクはより高い
フェーズ3	ヒト-ヒト感染は無い、または極めて限定されている
フェーズ4	ヒト-ヒト感染が増加していることの証拠がある
フェーズ5	かなりの数のヒト-ヒト感染があることの証拠がある
フェーズ6	効率よく持続したヒト-ヒト感染が確立

インフルエンザ(H1N1)2009の流行における各発生段階の継続期間

発生段階	継続期間	備考
未発生期	40年	香港インフルエンザ発生翌年(1969年)から起算
海外発生期	19日	2009. 4. 28(海外発生時) ~ 2009. 5. 16(国内発生時)
発生早期	約50日	2009. 5. 16 ~ 2009. 7. 上旬(感染原因不明の患者が増加)
県内感染期	約240日	2009. 7. 上旬 ~ 2010. 3. 上旬(流行水準を脱した時点)
小康期	約290日	2010. 3. 上旬 ~ 2010. 12. 下旬(第二波流行入り)
第二波	約100日	2010. 12. 下旬 ~ 2011. 3. 31(対応変更時)

3 発生段階ごとの主な対策の概要



Ⅲ 各段階における対策

1 未発生期

○未発生期の状態

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的:

- (1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- (2) 発生の早期確認に努める。

[対策推進の基本方針]

新型インフルエンザ等の発生時期を予測することは不可能であるため、未発生期において、常に新型インフルエンザ等が発生する可能性があることを念頭に、日ごろから着実に体制整備を進め、その後も実施体制の維持と継続的改善、町民等に対する普及啓発及び情報提供のあり方等についても十分な留意が肝要である。

1) 実施体制

- (1) 町における新型インフルエンザ等への対応体制を整備する。

- ア 町は、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を作成する。また、作成後は、国・県の動向や最新の知見等に基づき、必要に応じて見直しを行う。
- イ 県、町、指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ウ 町は、庁内関係部局間の連携体制を確立しておく。

- (2) 関係機関との連携体制を確立する。

町は、県及び他市町村、医師会、医療機関等の関係機関と連携し、対策の協議や情報交換、実地訓練等を定期的実施する。

- (3) 未発生期が長期間継続する場合の対応を検討する。

町は、新型インフルエンザの発生時期を予測することは困難であるため、この間の実施体制及び町民等に対する継続的な普及啓発のあり方等を検討し、体制を整備する。

2) 情報提供・共有

- (1) 情報提供及び情報共有の体制を整備する。

- ア 町は、町民等に対する情報提供の一元化を図るため、情報を集約して分かりやすく情報提供するための体制を整備する。
- イ 町は、新型インフルエンザ等発生時における町民等への情報提供の内容や媒体等について検討し、あらかじめ想定できるものについては決定する。
- ウ 町は、関連情報を適時適切に提供するため、町民等の情報ニーズを把握する方法を整備する。
- エ 町は、県が行う、県及び関係機関との情報提供及び情報共有の体制の整備に協力する。

(2) 町民等にわかりやすく情報を提供する。

ア 町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報、発生した場合に県や町が講じる対策、個人が実施すべき感染予防対策（手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等）、予防接種の考え方等について、町民及び関係機関に対して継続的に情報を提供する。

イ 学校、保育所は集団発生が生じたり、地域への感染拡大の起点となりやすいことから、平常時から教育委員会や福祉環境課と連携して、児童生徒等に対し感染や公衆衛生について情報提供する。

(3) 町民から寄せられる相談に適切に対応する体制を整備する。

ア 町は、新型インフルエンザ等の発生時において、町民からの相談に対応するため、保健課に新型インフルエンザ等相談窓口設置の準備を進める。

イ 町は、新型インフルエンザ等の疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容に対応できる体制についても検討する。

◇情報提供に関する留意事項

- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、県等との連携のもと、町民が混乱しないよう、正しい知識を普及するとともに、必要な情報を的確に提供する。
- ・ 新型インフルエンザを始めとする感染症には、誰でも患う可能性があるため、感染者に対する差別や偏見は厳かに慎まなければならないことを広報等を通じて町民に啓発する。

3) まん延防止

(1) 新型インフルエンザ等発生時に実施するまん延防止対策等を周知する。

ア 町は新型インフルエンザ等の発生に備え、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人混みを避ける等の基本的な感染予防対策を周知し、理解促進を図る。

イ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛の要請や施設の使用制限の要請などまん延防止策について周知し、理解促進を図る。

4) 予防接種

(1) 国の方針に基づき特定接種の実施体制を整備する。

ア 町は、国の方針に基づき、当該地方公務員の対象者に対する特定接種について、新型インフルエンザ等発生時に速やかに接種できる体制を整備する。

イ 町は、特定接種登録事業者の登録や国が実施する登録対象者に対する特定接種に関して、国の要請に応じて必要な協力をする。

(2) 国の方針に基づき住民接種の実施体制を整備する。

ア 町は、国の方針に基づき、県及び医師会等と連携し、新型インフルエンザ等発生時に住民接種を迅速に実施できる体制を整備する。

イ 町は、国及び県の協力を得て、住民接種を円滑に実施するために、居住する市町村以外の市町村における接種も可能となるよう、市町村間等で広域的な協定を締結するなどの検討を進める。

(3) 予防接種に関する町民の理解促進を図る。

町は、新型インフルエンザ等対策における予防接種の意義や供給・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報を積極的に提供し、町民等の理解促進を図る。

5) 町民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 町対策を行う際の事業継続に向けた事前準備を行う。

町業務継続計画については、最新の知見に基づいて見直しを行うなど継続的改善を図るとともに、庁内への周知を徹底する。

(2) 要援護者への生活支援体制を整備する。

ア 町は、災害時要援護者リストを基に新型インフルエンザ等発生時の要援護者リストを作成する。

イ 町は、要援護者対策に必要な衛生資器材（個人防護具^{*}、消毒薬等）を備蓄するとともに、使用期限到来に伴う廃棄資器材等の補充などの在庫管理を適切に行う。

ウ 町は、流行時における町民支援のあり方を検討する。特に、在宅の高齢者及び障がい者等の要援護者については、対象者（世帯）を把握するとともに、必要となる生活支援（見回り、介護、食事提供、在宅患者への対応等）を検討し、あらかじめ具体的手続きを決定しておく。

エ 町は、要援護者への対応について、関係団体、地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者及び障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。

オ 町は、地域に必要な物資の量や生産及び物流の体制等を踏まえ、生活支援に必要な食料品及び生活必需品等の確保、配分、配布の方法について検討を行い、あらかじめ具体的手続きを決定しておく。

(3) まん延時における火葬体制の強化等を検討する。

ア 町は、県が火葬場の火葬能力の現状、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に使用する遺体安置施設（遺体を一時的に安置する施設等）について把握及び検討する際に連携し、情報を共有する。

イ 町は、県における火葬能力等の現状を踏まえ、火葬の適切な実施ができるよう、県及び一部事務組合と連携し、まん延時における火葬体制について、あらかじめ概要を決めておくこととする。

(4) 対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄する。

町は、県及び指定地方公共機関と連携して、新型インフルエンザ等対策に必要な物資及び資材の備蓄、または施設及び設備の整備をする。

2 海外発生期

○海外発生期の状態

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的:

- (1) 県内発生に備えた体制整備を行う。
- (2) 新型インフルエンザ等の県内・町内発生を阻止する。
- (3) 県が確立する医療体制への協力、連携を図る。

[対策推進の基本方針]

海外発生期の段階では、新たに発生した新型インフルエンザウイルス等の病原性や感染力等が判明していない可能性が高く、その場合は原則的には病原性が高い想定で対策を選択する。一方、既に判明している場合は、政府対策本部が決定する初動の基本的対処方針等を踏まえつつ、必要な対策を選択する。

なお、インフルエンザ(H1N1)2009 の事例では、WHOのフェーズ4宣言から国内発生までの期間は18日、県内発生までは49日であったことから、海外発生期における対策は迅速性が特に重要となる。

1) 実施体制

- (1) 町警戒班を設置する。

町は、必要に応じ、町警戒班を設置し、海外の発生状況に関する継続的な情報収集を行う。

- (2) 国及び県の状況を踏まえて、町対策連絡会議、町対策本部の設置を検討する。

海外発生期に特措法に基づく政府対策本部及び県対策本部が設置されるため、町は、国及び県等の発信する情報を収集し、必要に応じ町対策連絡会議、町対策本部設置の検討をする。

2) 情報提供・共有

- (1) 情報提供及び情報共有の体制を継続する。

ア 町は、町民等から寄せられる情報や問い合わせの内容を踏まえ、ニーズを把握し、情報提供に反映させる。

イ 町は、県、近隣市町村及び関係機関等と連携して、各主体の対策等に関する情報を共有する。

- (2) 最新の情報を町民等にわかりやすく提供する。

ア 町は、国及び県が発信する流行情報等を収集し、町民等への情報提供に努めるとともに、今後実施される対策に関する情報等についても情報提供するものとする。

イ 町は、県と連携して、町民の混乱を避けるために、必要な情報を適宜提供する。特に、根拠のない虚偽の噂や偏見、差別につながる情報を放置しないよう正確な情報を提供する。

- (3) 新型インフルエンザ等相談窓口を設置する。

町は、最も町民に近い実施主体であるため、新型インフルエンザ等の発生時には

町民に対する詳細かつ具体的な情報提供、町民からの相談に対応する相談窓口を設置する。

3) まん延防止

- (1) 急激な感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進を図る。
町は、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人ごみを避ける等の基本的な感染予防対策を周知し、理解促進を図る。

4) 予防接種

- (1) 国の方針に基づき特定接種を進める。
ア 町は、国が示す方針に基づき、当該町の地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。
イ 町は、特定接種を行うために必要な場合、医療関係者に対し特定接種の実施に関し必要な協力の要請を行うよう県に求める。

- (2) 住民接種の開始に備えた準備を進める。
町は、国の方針が決定され次第、直ちに接種が実施できるよう、国、県及び医師会等と連携して、接種体制の整備を行う。

- (3) 予防接種に関する町民の理解促進を図る。
町は、県と連携して、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者、優先順位及び接種体制といった具体的な情報を町民等に提供し、理解促進を図る。

5) 町民生活及び地域経済の安定の確保

- (1) 事業継続に向けた準備を進める。
町は、今後の流行状況を踏まえつつ、町民の生活支援を的確に実施できるよう、町業務継続計画に基づいて、適切に対応する。
- (2) 要援護者や協力者への情報提供を行う。
新型インフルエンザ等発生状況等の情報を要援護者や協力者に提供する。
- (3) まん延時における火葬体制等について国及び県の要請を受け、準備対応する。
町は、国及び県から火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備えて、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うよう要請があった場合には県の協力を得て準備対応する。

3 県内未発生期（国内発生早期・国内感染期）

○県内未発生期（国内発生早期・国内感染期）の状態

・国内のいずれかの都道府県（鳥取県を除く）で新型インフルエンザが発生した段階。

海外発生期の対策からの移行は、国内で新型インフルエンザ等患者が発生し、国の対策が政府行動計画上の国内発生早期に移行された時点である。

目的:

- (1) 国内及び県内での新型インフルエンザ等の発生に係る情報収集を行う。
- (2) 県内発生に備えた体制の整備を行う。

[対策推進の基本方針]

県内未発生期では、国内の発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、感染防止策、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため県等と充分連携して、医療機関、事業者、町民に対して、積極的な情報提供を行う。

1) 実施体制（緊急事態宣言がされている場合の措置、以下【緊】とする。）

緊急事態宣言がされている場合

(1) 町対策本部を設置する。【緊】

ア 町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置し、町行動計画に基づき対策を実施する。

イ 町対策本部長は、会議を開催し、情報共有を図り、有識者等の意見を踏まえて、今後の対応方針を協議、決定する。

ウ 町は、状況に応じ「町対策連絡会議」等を開催し、新型インフルエンザ等に関する情報の共有、対策の確認等を行う。

(2) 町対策連絡会議を設置する。

町は、緊急事態宣言が行われていない場合でも、必要に応じ、町対策連絡会議を設置し、流行に備え、感染拡大をできる限り少なくするための対策や情報の共有化を図る。

2) 情報提供・共有

(1) 情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。

ア 町は、町民等から寄せられる情報や問い合わせの内容を踏まえ、ニーズを把握し、情報提供に反映させる。

イ 町は、県、近隣市町村及び関係機関等と連携して、各主体の対策等に関する情報を共有する。

ウ 町対策本部又は町対策連絡会議は、各所属による情報提供や普及啓発の実施時期や内容を常時把握し、対策の一元化を図る。

(2) 最新の情報を町民等にわかりやすく提供する。

町は、国及び県が発信する情報を入手し、町民等へ情報を提供する。

(3) 新型インフルエンザ等に関する相談体制を継続する。

町は、町民に対する詳細かつ具体的な情報提供、町民からの相談に対応する。

3) まん延防止

- (1) まん延を防止するための取組の普及、理解促進を図る。
町は、海外発生期に引き続き、手洗い等の基本的な感染対策の普及並びに町民自らがり患した場合の対応についての理解促進を図る。

4) 予防接種

- (1) 国の方針に基づき特定接種を進める。
ア 町は、国が示す方針に基づき、海外発生期に引き続き、医師会等と連携の上、集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て、対象職員に対し迅速に予防接種を進める。
イ 町は、特定接種を行うために必要な場合、医療関係者に対し特定接種の実施に関し必要な協力の要請を行うよう県に求める。
- (2) 国の方針に基づき住民接種を進める。
ア 町は、ワクチンが供給され次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始する。
イ 町は、実施に当たり、国及び県と連携して、公的な施設を活用するか医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- (3) 予防接種に関する町民の理解促進を図る。
町は、県と連携して、海外発生期に引き続き、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者、優先順位及び接種体制等の具体的な情報を提供し、町民等の理解促進を図る。
- (4) 住民接種の有効性・安全性に係る調査を進める。
町は、予防接種の実施主体として、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

緊急事態宣言がされている場合

- (5) 国の方針に基づき住民接種を進める。【緊】
ア 町は、国及び県と連携して、接種会場を確保し、関係者の協力を得て、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種を行う。この場合、公費負担のあり方等が新臨時接種と異なることに留意して進める。
イ 町は、住民接種を行うために必要な場合、医療関係者に対し住民接種の実施に関し必要な協力の要請を行うよう県に求める。

5) 町民生活及び地域経済の安定の確保

- (1) 計画に基づき要援護者対策を進める。
町は、あらかじめ計画してある手続きに基づき、要援護者対策を進める。
- (2) 在宅療養者に対する支援を進める。
町は、新型インフルエンザ等になり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合、町は、国及び県と連携し、必要な支援を行う。
- (3) 計画に基づき町民に対する生活関連物資等の確保、配分、配布等を進める。

町は、食料品及び生活必需品等の供給状況に応じ、発生前に立てた計画に基づき、町民に対する食料品及び生活必需品等の確保、配分、配布等を行う。

(4) 県と連携して火葬等の体制強化を図る措置を講じる。

ア 町は、県と連携して、確保した対策に必要な資材等を、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者に行き渡るよう調整する。

イ 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

(5) サービス水準について町民へ呼びかける。

町は、県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかける。

緊急事態宣言がされている場合

(6) 水の安定供給を継続する。【緊】

水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するよう努める。

(7) 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講じる【緊】

ア 町は、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図るため、県と連携して価格の高騰や買い占め及び売惜しみが生じないように、調査及び監視をする。

イ 町は、必要に応じ関係事業者団体等に対して、生活関連物資等の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

ウ 町は、生活関連物資の供給状況や価格の動向等について、町民へ情報提供するとともに、必要に応じて、相談窓口等の充実を図る。

4 県内・町内発生早期（国内発生早期・国内感染期）

○県内・町内発生早期（国内発生早期・国内感染期）の状態

・県内・町内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。

目的:

- (1) 国内及び県内・町内での新型インフルエンザ等の発生に係る情報収集を行う。
- (2) 町内での感染拡大阻止を行う。
- (3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

[対策推進の基本方針]

県内・町内発生早期では、感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止対策を行う。県内・町内感染期の移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制を整備する。医療体制や感染防止策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合は、積極的な感染防止対策等をとる。

1) 実施体制

緊急事態宣言がされている場合

(1) 町対策本部を設置する。【緊】

ア 町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置し、町行動計画に基づき対策を実施する。

イ 町対策本部長は、会議を開催し、情報共有を図り、有識者等の意見を踏まえて、今後の対応方針を協議、決定する。

(2) 町対策連絡会議を設置する。

町は、緊急事態宣言が行われていない場合でも、必要に応じ、町連絡対策会議を設置し、感染拡大をできる限り少なくするための対策や情報共有化を図る。

2) 情報提供・共有

(1) 情報提供及び情報共有の体制を継続し、必要に応じて見直す。

ア 町は、県内未発生期に引き続き、町民等から寄せられる情報や問い合わせの内容を踏まえ、ニーズを把握し、情報提供に反映させる。

イ 町は、県、近隣市町村及び関係機関等と連携して、各主体の対策等に関する情報を共有する。

ウ 町対策本部又は町対策連絡会議は、各所属による情報提供や普及啓発の実施時期や内容を常時把握し、対策の一元化を図る。

(2) 最新の情報を町民等にわかりやすく提供する。

ア 町は、県内未発生期に引き続き、国及び県が発信する情報を入手し、町民等へ情報を提供する。

イ 町は、県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に

提供する。

- (3) 新型インフルエンザ等に関する相談体制を継続する。
町は、流行状況や相談件数等に応じ、相談窓口の体制等の見直し（休、廃止を含む）を行う。

3) まん延防止

- (1) 感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進を図る。
町は、県内未発生期に引き続き、手洗い等の基本的な感染対策の普及、町民自らがり患した場合の対応についての理解促進を図る。

4) 予防接種

- (1) 国の方針に基づき特定接種を進める。
ア 町は、国の方針に基づき、県内未発生期に引き続き、医師会等と連携して、集団接種を行うことを基本として、本人の同意を得て、対象職員に対し迅速に予防接種を進める。
イ 町は、特定接種を行うために必要な場合、医療関係者に対し特定接種の実施に関し必要な協力の要請を行うよう県に求める。
- (2) 国の方針に基づき住民接種を進める。
ア 町は、ワクチンが供給され次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を開始する。
イ 町は、実施に当たり、国及び県と連携して、公的な施設を活用するか医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- (3) 予防接種に関する町民の理解促進を図る。
町は、県と連携して、県内未発生期に引き続き、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者、優先順位及び接種体制等の具体的な情報を提供し、町民等の理解促進を図る。
- (4) 住民接種の有効性・安全性に係る調査を進める。
町は、予防接種の実施主体として、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

緊急事態宣言がされている場合

- (5) 国の方針に基づき住民接種を進める。【緊】
ア 町は、国及び県と連携して、接種会場を確保し、関係者の協力を得て、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種を行う。この場合、公費負担のあり方等が予防接種法第6条第3項に定める新臨時接種と異なることに留意して進める。
イ 町は、住民接種を行うために必要な場合、医療関係者に対し住民接種の実施に関し必要な協力の要請を行うよう県に求める。

5) 町民生活及び地域経済の安定の確保

- (1) 計画に基づき要援護者対策を進める。
町は、あらかじめ計画してある手続きに基づき、要援護者対策を進める。

(2) 在宅療養者に対する支援を進める。

町は、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合、町は、国及び県と連携し、必要な支援を行う。

(3) 計画に基づき町民に対する生活関連物資等の確保、配分、配布等を進める。

町は、食料品及び生活必需品等の供給状況に応じ、発生前に立てた計画に基づき、町民に対する食料品及び生活必需品等の確保、配分、配布等を行う。

(4) 県と連携して火葬等の体制強化を図る措置を講じる。

ア 町は、県と連携して、確保した対策に必要な資材等を、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者に行き渡るよう調整する。

イ 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

(5) サービス水準について町民へ呼びかける。

町は、県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかける。

緊急事態宣言がされている場合

(6) 水の安定供給を継続する。【緊】

水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するよう努める。

(7) 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講じる。

ア 町は、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図るため、県と連携して価格の高騰や買い占め及び売惜しみが生じないように、調査及び監視をする。

イ 町は、必要に応じ関係事業者団体等に対して、生活関連物資等の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

ウ 町は、生活関連物資の供給状況や価格の動向等について、町民へ情報提供するとともに、必要に応じて、相談窓口等の拡充を図る。

5 県内・町内感染期（国内感染期）

○県内・町内感染期（国内感染期）の状態

・県内・町内における新型インフルエンザ患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった段階（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む）。

県内・町内発生早期の対策からの移行は、県において感染経路が不明確な新型インフルエンザ患者が一定数確認されるようになった時点とするため、国や隣接県の移行時期と一致しない場合もあり得る。

目的:

- (1) 健康被害を最小限に抑える。
- (2) 医療機能、社会・経済機能の影響を最小限に抑える。
- (3) 社会不安の解消とパニック防止を図る。

[対策推進の基本方針]

県内・町内感染期の段階でまん延を防止することは困難で、対策の主眼を、発生早期（国内・県内・町内）における積極的なまん延防止策から健康被害軽減策に切り替える。ただし、状況に応じて、一部のまん延防止策を実施し、感染拡大をできる限り抑えるよう努める。

1) 実施体制

緊急事態宣言がされている場合

(1) 町対策本部を設置する。【緊】

ア 町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置し、町行動計画に基づき対策を実施する。

イ 町対策本部長は、会議を開催し、情報共有を図り、有識者等の意見を踏まえて、今後の対応方針を協議、決定する。

(2) 他の地方公共団体による応援等の措置を活用する。【緊】

町は、新型インフルエンザ等のまん延により、新型インフルエンザ等緊急事態措置等を行うことができなくなった場合、特措法に基づく他の地方公共団体による応援等の措置を活用し、対策を実施する。

(3) 町対策本部を設置する。

町は、緊急事態宣言が行われていない場合でも、必要に応じ、特措法に基づかない町対策本部を設置し、町行動計画に基づき対策を実施する。

2) 情報提供・共有

(1) 情報提供及び情報共有の体制を継続的に改善する。

ア 町は、発生早期（国内・県内・町内）に引き続き、町民等から寄せられる情報や問い合わせの内容を踏まえ、ニーズを把握し、情報提供に反映させる。

イ 町は、県、近隣市町村及び関係機関等と連携して、各主体の対策等に関する情報を共有する。

ウ 町対策本部又は町対策連絡会議は、各所属による情報提供や普及啓発の実施時期や内容を常時把握し、対策の一元化を図る。

(2) 最新の情報を町民等にわかりやすく提供する。

ア 町は、発生早期（国内・県内・町内）に引き続き、国及び県が発信する情報を入

手し、町民等へ情報を提供する。

イ 町は、県等と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、保育施設等や職場での感染防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても情報提供する。

(3) 新型インフルエンザ等に関する相談体制を継続する。

町は、流行状況や相談件数等に応じ、相談窓口の体制等の見直し（休、廃止を含む）を行う。

3) まん延防止

(1) 感染拡大を抑制するための取組の普及、理解促進を図る。

町は、県内・町内発生早期に引き続き、手洗い等の基本的な感染対策の普及、町民自らがり患した場合の対応についての理解促進を図る。

4) 予防接種

(1) 国の方針に基づき住民接種を進める。

町は、県内・町内発生早期に引き続き、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。

(2) 予防接種に関する町民の理解促進を図る。

町は、県内・町内発生早期に引き続き、県と連携して、海外発生期に引き続き、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者、優先順位及び接種体制等の具体的な情報を提供し、町民等の理解促進を図る。

(3) 住民接種の有効性・安全性に係る調査を進める。

町は、予防接種の実施主体として、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

緊急事態宣言がされている場合

(4) 国の方針に基づき住民接種を進める。【緊】

ア 町は、発生早期（国内・県内・町内）に引き続き、国及び県と連携して、接種会場を確保し、関係者の協力を得て、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種を行う。この場合、公費負担のあり方等が新臨時接種と異なることに留意して進める。

イ 町は、住民接種を行うために必要な場合、医療関係者に対し住民接種の実施に関し必要な協力の要請を行うよう県に求める。

5) 町民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 計画に基づき要援護者対策を継続して進める。

町は、県内・町内発生早期に引き続き、あらかじめ計画してある手続きに基づき、要援護者対策を進める。

(2) 在宅療養者に対する支援を継続して進める。

町は、県内・町内発生早期に引き続き、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合、町は、国及び県と連携し、必要な支援を行う。

- (3) 計画に基づき町民に対する生活関連物資等の確保、配分、配布を進める。
町は、県内・町内発生早期に引き続き、食料品及び生活必需品等の供給状況に応じ、発生前に立てた計画に基づき、町民に対する食料品及び生活必需品等の確保、配分、配布等を行う。
- (4) 死亡者の増加に備えて、火葬等の体制強化を図る措置を講じる。
ア 町は、県内・町内発生早期に引き続き、県と連携して、確保した対策に必要な資材等を、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者に行き渡るよう調整する。
イ 町は、県内・町内発生早期に引き続き、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。
ウ 町は、死亡者が増加し、火葬場の火葬能力を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を確保し、臨時遺体安置の体制を整備する。
エ 町は、臨時遺体安置所の収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充についての措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう調整する。
- (5) サービス水準について町民に呼びかける。
町は、県等と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかける。

緊急事態宣言がされている場合

- (6) 水の安定供給を継続する。【緊】
水道事業者である町は、県内・町内発生早期に引き続き、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するよう努める。
- (7) 生活関連物資等の価格の安定を図る措置を講じる。【緊】
ア 町は、県内発生早期に引き続き、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図るため、県と連携して価格の高騰や買い占め及び売り惜しみが生じないように、調査及び監視をする。
イ 町は、必要に応じ関係事業者団体等に対して、生活関連物資等の供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
ウ 町は、県内発生早期に引き続き、生活関連物資の供給状況や価格の動向等について、町民へ情報提供するとともに、必要に応じて、相談窓口等の充実を図る。
- (8) 要援護者に対する生活支援を行う。【緊】
町は、国の要請に応じて、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を県と連携して行う。
- (9) 死亡者の増加に備えて火葬等の体制強化を図る措置を講じる。【緊】
ア 町は、国及び県から行われる、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応する。
イ 町は、国及び県から行われる、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け対応する。

6 小康期

○小康期の状態

- ・患者の発生が減少し、流行が低い水準でとどまっている状態（流行の第一波が終息した状態）で、国の対策が政府行動計画上の小康期に移行された時点である。
- ・大流行は一旦終息している状況

目的:

- (1) 町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

[対策推進の基本方針]

小康期は第一波の「流行後」であると同時に、第二波への「準備期間」であるため、町としては、県と連携して、新型インフルエンザ等の病原性に応じ、必要となる対応体制の再構築を進める。

1) 実施体制

- (1) 緊急事態措置を中止するとともに、周知を図る。
町は、政府対策本部において緊急事態の解除宣言が行われた場合、緊急事態措置を中止するとともに、町民等に対して周知を図る。
- (2) 対策を総括し、第二波に備える。
町は、新型インフルエンザ等対策の実効性を高めるとともに、第二波の流行に備えるため、第一波に対する対策の総括を行う。
- (3) 町対策本部を廃止する。
町は、緊急事態宣言が解除されたときは、速やかに町対策本部を廃止する。

2) 情報提供・共有

- (1) 新型インフルエンザ等の流行の第二波に関する情報を提供する。
町は、町民等に対し、第二波が発生する可能性やそれに備えることの重要性等について周知を図る。

3) まん延防止

なし

4) 予防接種

- (1) 国の方針に基づき住民接種を進める。
町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
- (2) 予防接種に関する町民の理解促進を図る。
町は、町民等の理解促進を図るとともに、必要な情報提供を行う。

緊急事態宣言がされている場合

(3) 国の方針に基づき住民接種を進める。【緊】

ア 町は、流行の第二波に備え、国及び県と連携し、接種会場を確保し、関係者の協力を得て、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に定める臨時接種を行う。この場合、公費負担のあり方等が新臨時接種と異なることに留意して進める。

イ 町は、住民接種を行うために必要な場合、県が医療関係者に対し住民接種の実施に関し必要な協力の要請を行うよう求める。

5) 町民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 第一波への対応状況を踏まえ、第二波に備える。

町は、県の要請を受け、第一波への対応状況等を踏まえ、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

(2) 第二波に備えた町民支援体制の再構築を行う。

町は、第一波における町民支援の実施状況等を踏まえ、必要に応じて町民支援の体制の再構築を県と連携して行う。

(3) 第二波に備えた火葬体制等の再構築を行う。

町は、第一波における火葬や遺体の一時安置等の実施状況を踏まえ、必要に応じて火葬体制等の再構築を図る。

緊急事態宣言がされている場合

(4) 新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。【緊】

町は、国が合理性を認められないとして新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小又は中止を決定した場合、町内の状況を踏まえて、緊急事態措置を縮小又は中止する。

【用語解説】

(あ行)

◇インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは、ウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型は更に、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミターゼ（NA）という2つの糖蛋白の抗原性の違いによって亜型に分類される。

平成21年に確認されたインフルエンザ(H1N1)2009、季節性インフルエンザのA/ソ連型(H1N1)、A/香港型(H3N2)は、これらの亜型を指している。

◇インフルエンザ(H1N1)2009

※「新型インフルエンザ(A/H1N1)を参照

(か行)

◇家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼育されている鳥、なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

◇感染症（かんせんしょう）

ウイルス、細菌等の病原体が感染することによって引き起こされる疾病をいう。感染症法における感染症とは、同法第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症であって、同法で規定され、又は政令・省令で定められた疾病をいう。

感染症類型	感染症の性指	インフルエンザの区分
新感染症	既知の感染症と症状等が明らかに異なり、感染力、り患時の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症	
一類感染症	感染力、り患時の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症	
二類感染症	感染力、り患時の重篤度から判断した危険性が高い感染症	鳥インフルエンザ(H5N1)
三類感染症	感染力、り患時の重篤度から判断した危険性は高くないが、特定の職業への就業によって集団発生を起し得る感染症	
四類感染症	人・人感染はほとんどないが、動物や物件を介して感染するため、それらの消毒、廃棄などが必要となる感染症	鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)
五類感染症	感染症発生動向調査の結果等に基づいて情報を国民や医療関係者に提供することによって、発生や感染の拡大を防止すべき感染症	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く) ※季節性インフルエンザが該当
新型インフルエンザ等感染症	新たに人・人感染能力を得た(又は再興した)ウイルスによるインフルエンザで、まん延によって、国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ
指定感染症	既知の感染症の中で一～三類に分類されない感染症において、一～三類に準じた対応の必要が生じた感染症	

◇帰国者・接触者外来（きこくしゃ・せつしょくしゃがいらい）

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

◇帰国者・接触者相談センター（きこくしゃ・せつしょくしゃそうだんセンター）

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

◇業務（継続）計画（ぎょうむけいぞくけいかく）

企業が新型インフルエンザ等の緊急事態に遭遇した場合に、事業資産の損害を最小限に留め、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするために、平常時に行う活動や緊急時での事業継続のための手段などを事前に取り決めておく計画のこと。BCP

（Business Continuity Plan）という。

指定（地方）公共機関は、特措法に基づき、業務計画の作成が義務づけられている。

◇个人防护具（こじんぼうごぐ（Personal Protective Equipment：PPE））

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障がいから個人を守るために作成された防護具をいう。

特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じて適切なPPEを準備する必要がある。

（さ行）

◇指定（地方）公共機関（してい（ちほう）こうきょうきかん）

新型インフルエンザが発生した場合、その社会的影響の大きさから、行政機関のみならず事業者を含めた社会全体で取り組む必要がある。指定（地方）公共機関は、医療の提供や、電気、ガスの供給などの公益事業を営む法人のうち、発生時における業務の継続性等の基準に基づき国又は都道府県知事が指定した事業者を指し、新型インフルエンザ発生時、その本来的業務の実施を通じて、新型インフルエンザ対策を実施する責務を有す。

なお、指定（地方）公共機関制度は、災害対策基本法などで設けられているものであり、特措法の制定により、新型インフルエンザ対策においても設けられたものである。

◇新型インフルエンザ（しんがたインフルエンザ）

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。

毎年流行を繰り返す季節性インフルエンザとは異なり、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へと効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的な大流行となるおそれがある。

町行動計画における「新型インフルエンザ」は、感染症法に基づく新型インフルエンザ等感染症を指すものとし、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過したものが再興した「再興型インフルエンザ」を含むものとする。

◇新型インフルエンザ(A/H1N1)（しんがたインフルエンザ(A/H1N1)）

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となった、H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。

このインフルエンザは、2009年(平成21年)4月28日から2011年(平成23年)3月31日までの間、感染症法に基づく「新型インフルエンザ等感染症」に位置付けられ、「新型インフルエンザ(A/H1N1)」と称されていたが、その後は「インフルエンザ(H1N1)2009」に改称された。

◇新型インフルエンザワクチン（しんがたインフルエンザワクチン）

新型インフルエンザの感染による重症化防止等を目的に接種されるワクチンで、パンデミックワクチンとプレパンデミックワクチンがある。

※「パンデミックワクチン」及び「プレパンデミックワクチン」を参照

◇新感染症（しんかんせんしょう）

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

◇咳エチケット（せきエチケット）

感染の拡大を防止するための取組をいう。具体的には、咳やくしゃみの際にティッシュなどで口と鼻を押さえ周囲の人から顔をそむけること、使用後のティッシュをすぐにフタ付きのゴミ箱に捨てること、有症者はマスクを正しく着用することなどがある。

◇接触感染（せつしょくかんせん）

皮膚と粘膜、創の直接的な接触、あるいは中間に介在する環境などを介する間接的な接触による感染経路をいう。例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などに含まれたウイルスが付着した手で机、ドアノブ、スイッチ等を触れた後に、その部位を他者が触れ、かつその手で自分の目、口、鼻を触れることによってウイルスが媒介される。

(た行)

◇致命率（ちめいりつ）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

◇鳥インフルエンザ（とりインフルエンザ）

A型インフルエンザウイルスによる鳥の感染症で、このうち、ニワトリなどの家きんに対して高い死亡率を示すなど、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

◇鳥インフルエンザ（H5N1）（とりインフルエンザ（H5N1））

鳥インフルエンザは鳥類の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染することがある。鳥インフルエンザのウイルスのうちH5N1 亜型のウイルスを病原体とする人の感染症を「鳥インフルエンザ(H5N1)」といい、近年東南アジアを中心にアジア、中東、アフリカで症例が報告されている。

鳥類から人への感染は、感染した鳥類又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている（十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染

の報告はない。) 。また、人から人への感染は極めて稀であるが、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染事例が報告されている。

鳥インフルエンザ(H5N1)を発症した場合は、通常のインフルエンザの症状にとどまらず、重症肺炎や時に多臓器不全等をきたし、致命率は約60%と高いことが知られている。こうしたことから、鳥インフルエンザ(H5N1)のウイルスが人から人へと効率よく感染する能力を獲得し、強い病原性を示す新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、甚大な健康被害と深刻な社会・経済活動への影響をもたらすことが懸念されている。

(な行)

◇濃厚接触者(のうこうせつしょくしゃ)

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者(感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当する。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

(は行)

◇パンデミック

感染症の世界的大流行をいう。特に新型インフルエンザは、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を持っていないため、人から人へと容易に感染し、世界中で大きな流行を起こす。

◇パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、当該新型インフルエンザのウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチンをいう。

◇飛沫感染(ひまつかんせん)

ウイルスを含んだ大きな粒子(5ミクロンより大きい水滴(飛沫))が、咳、くしゃみ、会話等によって飛散し、他の人の鼻や口の粘膜あるいは結膜に接触することによって感染する経路をいう。飛沫は空気中を漂わず、1~2メートルしか到達しない。

なお、5ミクロン以下の飛沫核は空気中を漂うが、これによる感染を空気感染(飛沫核感染)という。

◇病原性(びょうげんせい)

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

◇プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンをいう。現在、国は、鳥インフルエンザ(H5N1)亜型を用いたプレパンデミックワクチンを備蓄している。

(や行)

◇要援護者（ようえんごしゃ）

政府ガイドラインにおける要援護者の例は、以下のとおりである。

- a. 一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者
- b. 障がい者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
- c. 障がい者又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市町村等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者
- d. その他、支援を希望する者（ただし、要援護者として認められる事情を有する者）

(別添)

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方が政府行動計画において以下のとおり示されている。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等になり患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給

道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送
放送業	B-2 B-3	公共放送業民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供
銀行業	B-3	銀行中小企業等金融業 農林水産金融業政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク金融決済システム金融商品取引所等金融商品取引清算機関振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業食料品スーパーコンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）

			の販売
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業精穀・製粉業パン・菓子製造業レトルト食品製造業冷凍食品製造業めん類製造業処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理

（注2）業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

（注3）上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

（2）特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1
政府対策本部の事務	区分1
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分1
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務具体的な考え方は、以下のとおり・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1

諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化（検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	区分1
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分1
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1
都道府県対策本部の事務	区分1
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1
市町村対策本部の事務	区分1
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	区分1
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1
国会の運営	区分1
地方議会の運営	区分1
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分1

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分
令状発付に関する事務	区分2
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2
医療施設等の周辺における警戒活動等犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2
救急消火、救助等	区分1 区分2
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療家さんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務自衛隊の指揮監督	区分1 区分2
国家の危機管理に関する事務	区分2

区分3：民間の登録事業者と同様の業務（1）の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務